

都市計画法第32条の規定に基づく同意及び協議

所沢市と申請者（申請者の名称をいれてください）は、都市計画法に基づく開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の帰属と管理等に関し、都市計画法第32条の規定により下記のとおり同意及び協議書を締結する。

所沢市と申請者は、本書に基づき誠実に同意及び協議内容を履行する。本書締結後、設計に変更が生じた場合は、変更の手続きを行うものとする。また、本書に定めなき問題が生じた場合は双方協議の上、解決する。

なお、本書を2通作成し所沢市、申請者が押印の上、各1通を保有する。

記

I 同意事項

申 請 地

開発区域面積 m^2

接 道 延 長 m

開発行為内容

1 道路境界について

- ① 開発区域内に構造物等を設置する場合は、道路境界を厳守する。
- ② 申請者は、道路境界確定図に基づき境界標を明示する。また境界標が亡失している場合は復元する。
- ③ 開発行為に伴う掘削等により、開発区域外の境界標を毀損させた場合も、申請者は責任をもって復元する。
- ④ 道路後退が生じる場合、申請者は後退前及び後退後の境界標を明示する。
- ⑤ 開発行為に伴い境界杭が路上に突出するなど通行の支障になる場合、申請者は適切な安全措置を講じる。
- ⑥ 所沢市に寄附する道路境界には境界石を設置する。設置が困難な場合は建設総務課と協議する。

2 許可申請・施工について

- ① 開発区域に接する道路の工事は、道路占用許可申請（道路法第32条）・施工承認願（道路法第24条）等の許可を受け、その許可条件に基づき工事を行う。
- ② 占用箇所の本復旧については、申請者が責任をもって完了させる。
- ③ 開発区域に接する道路にL形側溝やU字側溝等が敷設されている場合、その構造等について道路維持課と協議を行う。

- ④ 雨水については、道路へ流出しないよう開発区域内で処理する。
- ⑤ 所沢市は必要に応じて公共施設工事の確認ができる。また、申請者が所沢市に工事の確認を求めることができる。

3 道路後退・道路拡幅について

- ① 開発区域に接する道路が、「所沢市生活道路拡幅整備要綱」に該当する路線の場合、申請者は建設総務課と協議する。
- ② 開発区域に接する道路が、所沢市の道路拡幅整備計画路線に該当する場合、申請者は道路建設課と協議する。
- ③ 開発行為に伴う道路後退・拡幅用地について、申請者は所沢市に寄附を行う。
- ④ 開発行為に伴う道路後退・拡幅をする場合、後退・拡幅側にある電柱類は道路外へ移設する。
- ⑤ 開発行為に伴う道路後退・拡幅がない場合であっても、開発行為により既設の電柱類が交通の安全上、支障があると道路管理者が判断した場合は、道路外へ移設する。

II 協議事項

1 帰属先・管理者について

新設道路…別添測量図のとおり
所 在…所沢市
帰 属 先…申請者（土地所有者）
管 理 者…申請者（土地所有者）
面 積… m^2

2. 道路の管理とその継承について

当該道路の管理は、申請者（土地所有者）とする。所有権が移転する場合は、道路の管理も新所有者に継承する。また、旧所有者は、新所有者に本書を引継がなければならない。

以上について所沢市と申請者は合意した。

締結日 年 月 日

道路管理者 所沢市

所沢市長 小野塚 勝俊 印

申請者 住所
氏名
連絡先

印

代理者 住 所
 氏 名
 連絡先

印

3 2 条同意及び協議書の添付図面リスト

- 1 案内図
- 2 公図
- 3 道路境界確定図又は境界確定証明書の写し
- 4 新設道路求積図
- 5 新設道路境界図（マワリケン・タスキ・座標入り）
- 6 新設道路縦横断図
- 7 土地利用計画図
- 8 給排水計画図
- 9 構造図（道路内の浸透枳や浸透井等）
- 10 現況写真（開発区域に接する道路）
- 11 現況写真撮影位置図

※上記以外に図面等の提出を求める場合があります。

3 2 条同意及び協議書作成・提出時の注意事項

- 1 あらかじめ関係各課（道路維持課・道路建設課・建設総務課等）と協議の上、正副2通を提出してください。
- 2 同意及び協議書には、見開き部分の内側にまたがるように申請者・代理者の契印をお願いします。添付図面には不要です。
- 3 開発区域面積・接道延長については、道路後退後の面積・延長を記載してください。
- 4 開発行為内容については、「宅地分譲」等、開発行為の内容を記載してください。
- 5 同意及び協議書の締結には、通常7日～10日程度を要します。年末年始やゴールデンウィーク等は、さらに期間を要しますので、余裕をもって提出してください。

（このページは同意及び協議書に添付しないでください。）